



三重県公報

平成30年8月31日(金)

第 3036 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
568	漁船損害等補償法の規定による付保の同意を求める旨の届出及びその関係調書の縦覧	(漁 業 環 境 課)	2
569	同件	(同)	2
公 告			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	(担 い 手 支 援 課)	2
	平成30年度前期技能検定3級に合格した者	(雇 用 対 策 課)	3
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	3

告 示

三重県告示第 568 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 30 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
松阪市獺師町 427 番地 8	西 秀次	松阪	松阪漁業協同組合
松阪市町平尾町 231 番地の 1 号	前田 晃一	松阪	松阪漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 30 年 8 月 31 日から同年 9 月 14 日まで

(2) 縦覧場所

松阪市新松ヶ島町 620-55 松阪漁業協同組合

三重県告示第 569 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による指定漁船の付保の同意を求める旨の届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 30 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
鈴鹿市白子 2-13-37	兼浦 広次	鈴鹿市	鈴鹿市漁業協同組合
鈴鹿市下箕田 2-4-10	矢田 七徳	鈴鹿市	鈴鹿市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成 30 年 8 月 31 日から同年 9 月 14 日まで

(2) 縦覧場所

鈴鹿市白子 1-6281-2 鈴鹿市漁業協同組合

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 30 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字天白 323-1 ほか 6 筆
農事組合法人 東貝野良質米営農組合	いなべ市北勢町東貝野 950-1	いなべ市北勢町東貝野字小盛 2841 ほか 1 筆
農事組合法人 小原一色集落営農組合	いなべ市北勢町小原一色 1059 番地	いなべ市北勢町小原一色字下笹野 2395 ほか 1 筆
株式会社 神尾農園	鈴鹿市矢橋一丁目 25-5	鈴鹿市矢橋町老丁田 378 ほか 1 筆
株式会社 ライスセンターいとう	鈴鹿市若松西四丁目 20-13	鈴鹿市岸岡町高田 3289 ほか 7 筆
株式会社 三重コンバイン	津市大里山室町 297-1	津市栗真小川町坂下 42-1 ほか 2 筆
株式会社 石橋グリーンファーム	津市一志町石橋 249 番地	津市一志町大仰大境目 3055 ほか 2 筆
江尻 潜	度会郡大紀町大内山 3088-2	度会郡大紀町大内山駒ヶ瀬沖 6581 番ほか 2 筆
株式会社 ヒラキファーム	伊賀市下神戸 2309	伊賀市岡波釜原 1717 ほか 136 筆
株式会社 オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町下市木 2281-2	南牟婁郡御浜町阿田和長谷折谷 6829
井賀 淳也	南牟婁郡紀宝町井田 1999-36	南牟婁郡紀宝町大里高井 3755

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 30 年 8 月 31 日から同年 9 月 13 日まで

平成 30 年度前期技能検定 3 級（金属熱処理を除く。）に合格した者は、次のとおりです。

平成 30 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階）に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、津市長から通知がありました。

平成 30 年 8 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（4 級基準点測量）

2 作業期間

平成 30 年 7 月 10 日から同年 9 月 28 日まで

3 作業地域

津市芸濃町棕本

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>